

第 号  
年 月 日

様

野田市長



野田市障害支援区分認定通知書

年 月 日に申請のありました介護給付費の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第10条の規定により、次のとおり障害支援区分の認定を行ったので通知します。

氏 名		認定年月日	
-----	--	-------	--

障害支援区分	1 区分( )      2 非該当
	理由

障害支援区分の有効期間	カ月
-------------	----

備考

- 1 上記の障害支援区分の結果や利用者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用の支給決定を行います。(後日別途通知します。)
- 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。
- 3 認定の有効期間内の満了後においても介護給付費に係るサービスの利用を希望される場合は、認定の有効期間の満了の日の90日前からサービス利用の支給決定の申請をすることができます。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。